

鳥取県「米粉・米粉食品」普及推進サポーター

募集・登録要領

(目的)

第1条 鳥取県米粉食品普及推進協議会（以下「米粉協議会」という。）が行う、鳥取県産米の新たな需要拡大につながる米粉利用の趣旨に賛同し、県産米で作った米粉・米粉食品の良さを積極的にPRし、販売・提供している事業者を募集して、鳥取県「米粉・米粉食品」普及推進サポーター（以下「米粉サポーター」という。）として登録することにより、広く県内外に鳥取の米粉の素晴らしさを発信していく。

(対象とする事業者)

第2条 米粉サポーターとして登録の対象とする事業者は、次に掲げる者とする。

(1) 販売店

県産米粉・米粉食品（米粉パン、米粉洋菓子、米粉入り麺、米粉アイス、米粉たこ焼き等）を販売している店

(2) 飲食店、旅館・ホテル業

料理メニュー等に積極的に県産米粉・米粉食品を使用し、その良さをPRしている旅館、ホテル及び飲食店（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する「接待飲食等営業」を営む者及びこれに準ずると認められる者を除く。）

(3) 米粉加工事業者、食品製造事業者等

県産米を米粉に加工している事業者及び県産米粉を原材料に使用した加工食品の製造事業者等

(米粉サポーターへの支援)

第3条 米粉協議会は、米粉サポーターからの希望を踏まえ、次に掲げる支援を行う。

(1) 店舗等に掲出するためのPR資材等の提供

(2) 中国四国農政局ホームページ等の米粉・米粉食品販売店名簿に掲載

(3) 米粉協議会、中国四国農政局等が行う講習会等の案内、米粉・米粉食品に関する各種情報提供

(応募方法)

第4条 米粉サポーターの登録を受けようとする事業者は別紙様式第1号の申請書を中国四国農政局鳥取地域センター米消費拡大担当へ提出するものとする。

(申請に当たっての注意事項)

第5条 事業者は、次に掲げる事項を承諾した上で登録申請するものとする。

(1) 共通

ア 自らが県産米粉・米粉食品の良さを積極的にPRし、米粉協議会が行う県産米粉・米粉食品の普及推進に係る施策への協力を行うこと。

（例：米粉協議会が提供するPR資材の掲出、米粉協議会が行うアンケート調査への協力等）

イ 米粉協議会が提供するPR資材等は県産米粉・米粉食品の普及推進の趣旨に照らし、消費者に誤解を与えることのないよう適切に使用することとし、その取扱いについて米粉協議会の指示に従うこと。

（県産米粉・米粉食品以外の販売に使用する等の行為は認めない。）

(2) 販売店

ア 県産米粉・米粉食品の販売促進、PRのための自主的な取組みを積極的に実施すること。

（例：鳥取県産米粉食品コーナーの設置、店舗チラシ等を活用した米粉料理の紹介等）

イ 法令を遵守し、適正な食品表示など食の安全・安心に努めること。

(3) 飲食店

ア 県産米粉を使った料理の提供、メニューへの情報掲載など新たな食材としての米粉の良さを利用者に感じていただけるようなPRを行うこと。

(例：県産米粉を使った料理の提供など)

イ 法令を遵守し、衛生に配慮した料理の提供に努めていること。

(登録)

第6条 米粉協議会は、申請の内容を確認した上で米粉サポーターとして登録し、申請した事業者に通知するものとする。

(申請内容の変更、登録の辞退及び登録の取消し)

第7条 米粉サポーターは、申請した内容に変更が生じた場合又は登録の辞退を行う場合は、当該内容の変更又は登録の辞退の届出を行うものとする。

2 前項に規定する内容変更及び登録の辞退の届出に当たっては、別紙様式第2号の届出書を米粉協議会に提出するものとする。

3 米粉協議会は必要に応じて米粉サポーターの取組状況を調査し、現状が申請内容及び県産米粉・米粉食品普及推進の趣旨と比較して著しく異なると認められる場合は、米粉協議会の判断により改善の指導又は登録の取消しを行うことができるものとする。

附 則

この要領は平成24年3月10日から施行する。